

個人？法人？解決BOOK
～ 法人成りをとことん考える ～

斉藤会計事務所
税理士 斉藤 共秀

〒400-0075
山梨県甲府市山宮町2565-3
TEL 055 - 252 - 2580
FAX 055 - 288 - 1740
Mail info@saitokaikei.jp

はじめに

個人事業を営んでいる方の中には、「今の組織を法人にした方が良いのだろうか？」と悩んでいる方が数多くいらっしゃるかと思います。

世間では「法人にした方が節税になる」や「法人にした方が規模の拡大がし易い」など様々な意見が交わされています。

たしかに、法人になる（これを「法人成り」といいます）と様々なメリットを享受することができるようになります。

しかし、メリットばかりではありません。法人成りをすることにより、予想外のデメリットが発生することも事実なのです。

そのため、法人成りを進めるにあたっては、メリットとデメリットをよく考慮した上で慎重に判断する必要があるのです。

この冊子では、法人成りのメリットとデメリットを理解していただくために、簡単な数字を使用した具体例を挙げながら解説しています。

また、メリットやデメリットだけでなく、個人事業から法人に組織変更をした場合に税務上どのような手続きが必要か、また、どのような会計処理を行わなければならないかについても参考例を示しております。

そして、何度でも読めて理解し易くするために細かい説明は省略しておりますが、重要なポイントについては網羅していますので、法人成りについて十分にその内容が把握できる形式となっております。

本小冊子が法人成りを考えている個人事業主の方、又は、これから事業を始めようとしている方などの参考になれば幸いです。

尚、お客様の事業形態及び事業規模等により判断が変わるケースがございますので、具体的な相談につきましては、メールにて無料簡易相談を受付致します。

また、メールでの簡易相談では判断が難しい場合には、当事務所若しくはお客様の事務所におきまして、無料個別相談を承ります。

※直接無料個別相談をご希望のお客様は、メールにてその旨ご連絡下さい。

著作権等について

- ・本冊子の著作権は斉藤会計事務所に帰属します。
- ・本冊子の全部又は一部を無断で複製することは禁止されています。また、個人としてご利用になる他は、著作権法上、斉藤会計事務所に無断では使用できませんのでご注意ください。
- ・本冊子の内容に関しては、税制改正等により将来予告なしに変更することがあります。

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 法人設立に関して | |
| (1) 法人設立に係る資本金規定 | 1 |
| (2) 法人設立のメリット | 1 |
| (3) 法人設立のデメリット | 3 |
| 2. 対外的信用度の向上 | |
| (1) 取引先等の信頼度の向上 | 5 |
| (2) 経営者及び従業員の意識の向上 | 5 |
| (3) 従業員採用時の優位性 | 5 |
| 3. 法人設立等に係る費用 | |
| (1) 法人設立費用 | 7 |
| (2) 法人解散費用 | 7 |
| 4. 事業主（社長）への給料 | |
| (1) 給与所得控除 | 8 |
| (2) 具体例 | 9 |
| 5. 家族従業員への給料 | |
| (1) 個人事業の場合 | 10 |
| (2) 法人の場合 | 11 |
| 6. 退職金の支給 | |
| (1) 個人事業の場合 | 13 |
| (2) 法人の場合 | 13 |
| 7. 社会保険への強制加入 | |
| (1) 個人事業の場合 | 15 |
| (2) 法人の場合 | 15 |
| (3) 負担額の比較 | 16 |
| 8. 消費税に係る税務 | |
| (1) 法人設立に係る消費税の納税義務の免除 | 18 |
| (2) 消費税の仕組み | 18 |
| 9. 経費算入割合の相違 | |
| (1) 接待交際費の取り扱い | 20 |
| (2) 他経費の取り扱い | 21 |
| 10. 生命保険の税務処理 | |
| (1) 個人事業の場合 | 22 |
| (2) 法人の場合 | 22 |
| (3) 法人成り後の実務上の取り扱い | 23 |
| 11. 個人及び法人に係る税率 | |
| (1) 給与所得・事業所得等の個人所得に係る税率 | 24 |
| (2) 法人所得に係る税率 | 24 |
| (3) 個人事業者所得と給与所得の税額比較 | 24 |

| | |
|-----------------------|----|
| 12. 法人のみに係る税額（均等割り） | |
| (1) 県民税・市民税の均等割 | 26 |
| (2) 均等割り額の具体例 | 26 |
| 13. 青色欠損金の控除期間 | |
| (1) 欠損金の繰越し制度とは | 27 |
| (2) 個人事業における欠損金の繰越し制度 | 27 |
| (3) 法人における欠損金の繰越し制度 | 27 |
| 14. 会計事務所等、管理費用 | |
| (1) 各種登記費用 | 29 |
| (2) 会計事務所費用 | 29 |
| 15. 税務署による税務調査 | |
| (1) 税務調査の頻度 | 32 |
| (2) 税務調査の内容 | 32 |
| 16. 法人設立後の手続き | |
| (1) 個人事業の廃業に関する手続き | 34 |
| (2) 法人の設立に関する手続き | 34 |
| 17. 会計処理の方法 | |
| (1) 個人事業者が作成する帳簿 | 35 |
| (2) 法人が作成する帳簿 | 36 |
| 18. あとがき | 39 |

1. 法人設立に関して

1) 法人設立に係る資本金規定

「資本金が1円でも法人が設立できる！」

みなさんはこのような話を聞いたことがありますか？

これは平成18年5月1日より商法が全面改正され、新しく会社法が施行されたため、法人設立に係る資本金規制が撤廃されたことによるものです。

この改正により、法人設立時に必要な資本金の最低金額が1円となったのです。

改正前は法人設立時の資本金には厳格な規定があり、株式会社を設立する場合には資本金が最低1,000万円、有限会社の場合には資本金が最低300万円と決められていました。

商法改正の経緯は専門的な話になりますので今回は省略させていただきますが、法人を設立しようと考えている方にとって、この改正が朗報であることは間違いありません。

これまでは株式会社を設立するために1,000万円、有限会社でも300万円の資金を最初に調達しなければ会社を作ることができなかったのですから、法人設立に当たっては最初の段階で大きな壁が立ちはだかっていたのです。

資本金規制が撤廃されたことにより、資本金を金融機関から借入した場合の借入金利の負担軽減、また、資金調達の遅れによる設立の遅延リスクなどは回避されることになるものと思われます。

しかし、資本金規定は改正されましたが、法人の設立費用については基本的には変更がありません。そのため、法人設立費用（登記料等）の金額につきましては、これまでと同様に負担しなければならないことにはご留意下さい。（詳細は7頁の「法人設立等に係る費用」をご参照下さい）

2) 法人設立のメリット

ここでは、法人を設立することによるメリットを紹介していきたいと思います。各種事業形態及び事業規模等により享受できるメリットに相違がございますが、代表的なものを例示し、簡単に説明致しましたので、ご参考下さい。

尚、各項目の詳細につきましては、それぞれの頁で解説致します。

① 対外的信用度の向上（P5）

事業形態を個人事業から法人に組織変更した場合には、客観的な対外的信用度が向上します。

取引を行うにあたり、個人事業の場合だと規模も小さく見られがちですし、永続性についても懐疑的な見られ方をされる場合があります。つまり個人事業の場合だとその事業主に何かあった場合に取引が終わってしまう様に見られるケースが多々あるのです。しかし、法人であれば永続性についての信用度は確実に増すことが考えられます。

また、対外的な信用度が増すことにより、従業員の採用等についても有利に働くケースもでてきます。

② 給与所得控除（P 8）

個人事業と法人とで決定的に変わるところは、事業主（社長）に対する給料です。法人になると、給料という形で会社からお金をもらうことになります。

給料をもらう際には、給与所得控除といって、所得税や住民税の税金の計算をする際に一定の額を必要経費と認めてもらえるのです。そのため、法人成りした場合に、この給与所得控除（必要経費）の効果により個人事業であった時よりも税金が下がるケースが出てくるのです。

③ 家族従業員への給料（P 10）

個人事業の白色申告の場合では、給料として支給する金額に上限が決められています。また、個人事業で青色申告の場合は、上限は決められていないのですが、給料についてあらかじめ支給金額を届け出なければなりません。さらに、その届け出た金額以上を支給することはできないのです。

このように、個人事業の場合には家族従業員に支給する給料について様々な制約が設けられています。

法人の場合には、役員の家族に支給する給料について、通常の従業員と同様の取り扱いとなるため、個人事業に比べ制約は軽減されていると言えるでしょう。（但し、家族従業員に対して不相応に高額な給料を支払った場合には、その部分について、経費と認められません。）

④ 経営者及び家族従業員への退職金の支給（P 13）

個人事業の場合には、事業主本人や家族従業員に対して退職金を支給することはできません。他の従業員と同じ様に働いたとしても退職金については支給することができないのです。

しかし、これが法人である場合には、事業主本人又は家族従業員に対して退職金を支給することができるようになります。

また、受取る側についても退職金は税法上かなりの優遇措置が適用されていますので、節税面でのメリットも大きいのです。

⑤ 設立1期目・2期目の消費税納税義務の免除（P 18）

法人を設立した場合には、第1期目と第2期目の事業年度は消費税の納税義務はありません。

そのため、消費税の納税義務のある個人事業者が組織変更をして法人を設立した場合には、2期分（2年分）の消費税が免除されるため、消費税分の経費が減少することとなります。

法人を設立することで、2期分の消費税額がそのまま利益となるのです。

⑥ 生命保険料の経費算入（P 22）

個人事業者が支払う生命保険料につきましては、どのような契約形態であっても、事業の経費に算入することはできません。

しかし、法人の場合には、法人契約で加入した生命保険の保険料を経費に算入することができるようになります（積立部分を除く）。

⑦ 繰越欠損金の7年間控除（P 27）

個人事業では1年間の経営成績がマイナスになった場合、そのマイナス部分は最大3年間しか繰り越すことができません。つまり、マイナスとなった年の翌年以降、3年間はそのマイナスと利益とを相殺することができるのですが、3年後に相殺しきれっていない金額が残っていたとしても、残ったマイナス部分は消滅してしまいます。

法人の場合には、このマイナスを7年間繰り越すことができます。

3) 法人設立のデメリット

次に、法人を設立することによるデメリットを考えていきたいと思います。

① 法人設立等に係る費用負担（P 7）

(イ) 法人設立費用の負担

これが法人成りを躊躇する一番の理由かも知れません。

法人設立費用につきましては、概算で30万円から35万円程度の費用が掛かります。最初の段階でこれだけの金額が必要となると、法人成りをするにあたり相応の覚悟が必要となります。

個人事業の形態のまま事業を続けていくのならば必要のない負担です。この金額を支出してでも、法人成りが意義のあるものか考えさせられる要素であることは間違いないものと思われま

(ロ) 法人解散費用の負担

法人は設立するときに設立費用が掛かりますが、解散する時にも解散費用が掛かるのです。例えば、法人が経営不振により倒産する場合であっても解散するための登記費用が掛かります。通常は資金不足により倒産するのですから、さらに解散するための登記費用が必要となることに納得がいかないと思われま

すが、これも必要な手続きになるのです。
法人成りにあたっては、万が一に備えて、この解散登記費用も判断材料の一部として考えておく必要があると思います。

② 社会保険への強制加入（P 15）

従業員の社会保険については、法人と個人事業では取り扱いが異なります。

個人事業の場合、従業員数が5人以上となった時には社会保険に強制加入となりますが、5人未満の場合には社会保険への加入は事業主の任意となります。しかし、法人の場合には、たとえ従業員が1人だけであっても社会保険への強制加入となりますので、経費負担が増えることは避けられません。

社会保険に加入しますと、従業員の健康保険料と厚生年金保険料のそれぞれ半額を事業主が負担することとなります。この金額についても、法人成りにより新たに発生する経費となる場合もありますので、理解しておく必要があるかもしれません。

③ 接待交際費の一部経費否認（P 20）

法人の場合、接待交際費につきましては、支出した金額の一部は経費として認められません。

資本金が1億円以下の法人の場合、交際費として支払った金額のうち、600万円を超える金額は全額経費として認められません。また、600万円以下の金額であっても、その内の10%は経費に認められなくなるのです。

個人事業主の場合には、接待交際費として支出した金額は全額経費として認められますので、法人独特の規定といえるかもしれません。

④ 県民税・市民税の均等割り負担（P 26）

均等割りとは、地方自治体が法人に課する税額負担です。

都道府県と市町村に支払う税金であり、法人の所得により計算されるものではなく、法人の規模（資本金・従業員数）により金額が決定されます。

所得ではなく、法人の規模により決定されますので、赤字の場合であっても毎期課されることとなります。

甲府市に本店を置く法人の場合、均等割りの金額は、県民税が20,000円、市民税が50,000円です。

⑤ 会計事務所費用等、管理費の負担（P 29）

(イ) 各種登記費用

法人は自社の組織内容について、様々な項目を法務局に登録しています。そのため、登記内容に変更があった場合には、その都度新たに登記をしなければなりません。登記は無料ではありませんから、組織内容に変更がある度に登記費用が掛かることとなります。

(ロ) 会計事務所費用

個人事業者の方は、年に一度税務署に確定申告書を提出していると思います。法人も同じように年に一度確定申告書を提出するのですが、作成する確定申告書がまったく異なるのです。簡単に言うと、非常に煩雑なものになるため、会計事務所から請求される費用も高額になることが予想されます。

その他にも、法人は税法上の制約が多いため、日々の帳簿の作成に当たり手間も掛かること等を鑑み、毎月の顧問料も上がってしまうかもしれません。

⑥ 税務調査の頻度（P 32）

こちらの内容は確実ではなく、一般論及び経験から言えることですが、法人は個人事業者に比べ、税務調査が行われる頻度が高くなります。

個人事業者は10年に一度くらいのペースで税務調査が行われるのですが、法人の場合には短ければ5年に一度くらいのペースで税務調査が行われます。

但し、個人事業であっても法人であっても、税務調査がいつ行われるかはまったく予想できません。そのため、直接的なデメリットとは言い切れないかもしれません。

2. 対外的信用度の向上

1) 取引先等の信頼度の向上

個人事業から法人に組織変更を行うことにより、対外的な信用度が上がることは間違いないと思われます。

中には法人でなければ取引を行わないという会社もあります。実際は、こちらが法人であろうと個人事業であろうと提供する商品やサービスは変わらないのですが、個人事業者という理由で取引を行わないと言われてしまうケースは意外と多くあるものです。失礼を承知で言わせていただくと、個人事業では法人で事業を行う場合と比較して、社会的な信用度が低く見られる傾向にあります。

これは事業規模の拡大を図る上では不利な面が多々あります。先程述べたとおり事業形態が個人事業であろうが法人であろうが、提供する商品やサービスに違いはありません。そのため、取引に関する契約を結び、商品やサービスを一度でも提供することができるのであれば、こちらの品質等を伝えることができます。

しかし、取引前の段階で、つまり個人事業者であるという理由だけで取引を行ってもらえないのであれば、こちらのレベルを相手にアピールすることができません。見積やサンプルを渡すことすらもできないのかも知れないのです。

個人事業か法人であるかにより、最初の段階でふるいに掛けられる可能性があることから、法人を設立した方がビジネスの幅が広がる可能性があると考えられます。

2) 経営者及び従業員の意識の向上

個人事業から法人に組織変更を行った場合、経営者及び従業員とも、事業に対する意識が向上します。

法人に組織変更したからといって、仕事内容についてはこれまでとは何ら変わりはないかもしれませんが。しかし、法人成りしたことにより、家族経営から脱出し、次のステップに入ったと考える方が非常に多いのです。これは経営者に限ったことではなく、従業員の方々も同じ考えを持っています。

従業員の立場から見ると、法人成りにより、規模の拡大や事業の永続性を期待できるようになります。

人は環境が変わるとモチベーションも変わります。一般論から言えば、勤務先は個人事業よりも法人の方が良いと考える方が多数だと思いますので、法人成りは従業員にとってプラスの環境変化といえるのです。

3) 従業員採用時の優位性

こちら失礼を承知で言わせていただくと、未就業者が就職先を探す際には、仕事内容の特殊性がない限り法人に就職しようとするケースが一般的ではないでしょうか。

どうしても個人事業だと規模も小さく見られがちですし、福利厚生や将来性について懐疑的にみられてしまうケースも多いと思います。また、就業しようとする本人よりも、家族など周りの人が反対する場合があります。つまり、法人の方が安定

していると考えられているのです。

法人は永続性があるという考え方が一般的です。個人事業の形態では事業主が亡くなった場合など、何かあった時にすぐに事業が終了すると思っている方が相当数いるのではないのでしょうか。この考え方が大前提にある方々は、やはり就職先は法人を探してしまうこととなります。

しかし、逆を言うと、法人成りしてしまえば従業員を採用しやすくなる可能性が高くなります。従業員の採用は事業の方向性を大きく左右することになりますので、法人成りは大きな意味を持つかも知れません。

3. 法人設立等に係る費用

1) 法人設立費用

法人を設立するには、住所地の所轄法務局に登記が必要となります。登記を行うにあたり、印紙代等の下記実費が掛かります。この中で②の定款印紙代40,000円につきましては、電子定款の認証を行うと印紙代が不要となりますので、電子定款の認証を行っている司法書士さんに依頼しましょう。

また、司法書士手数料につきましては、司法書士事務所により金額が変わるものです。そのため、大まかな目安を知るためにもインターネット等により金額を調べるとよいかも知れません。その際に電子定款の認証を行っている司法書士事務所を同時に探して下さい。（但し、電子定款の認証を行っている司法書士事務所では司法書士手数料が少し割高になるケースもあります。）

| | |
|-----------|--------------------------|
| ① 資本金 | 各社別 円 |
| ② 定款印紙代 | 40,000 円 （電子定款の認証の場合は不要） |
| ③ 定款認証代 | 50,000 円 |
| ④ 登録免許税 | 150,000 円 |
| ⑤ 司法書士手数料 | 50,000 円 （司法書士により異なります） |
| 計 | 290,000 円 |

2) 法人解散費用

法人は個人事業と違い、事業を辞めて解散する際にも登記が必要となります。

まずは、法人解散登記を行い、次に法人清算結了登記を行います。法人解散登記と法人清算結了登記の細かい説明はここでは割愛致しますが、法人を解散するためには二回登記を行わなければならないのです。

解散登記印紙代と清算結了登記印紙代を下記に挙げましたが、司法書士手数料まで含めると安くない金額だと思います。事業をやめるために数万円もの金額を支払うのですから、心情的にも負担しづらい金額ではないでしょうか。

今から法人成りすることを考えている皆様に、解散費用の話をさせていただくのは心苦しいのですが、法人は一旦設立してしまうと解散をするのにも費用がかかるということを知っていただきたかったのです。

この解散費用につきましても法人成りを考えるにあたって参考にして下さい。

| | |
|-------------|-------------------------|
| ① 解散登記印紙代 | 30,000 円 |
| ② 清算人登記印紙代 | 9,000 円 |
| ③ 官報掲載費用 | 35,000 円 （掲載方法により異なります） |
| ④ 清算結了登記印紙代 | 2,000 円 |
| ⑤ 司法書士手数料 | 50,000 円 （司法書士により異なります） |
| 計 | 126,000 円 |

4. 事業主（社長）への給料

個人事業から法人に組織変更した際に大きく変わるものの一つが、事業主に対して給料が発生することです。個人事業者である時は、事業主本人に給料を支払うことはできませんでした。そのため、売上から経費を差し引いた所得が事業主本人の収入となるのです。しかし、法人の場合には、事業主も社員と同様に法人から給料を受取ることになります。

個人事業者である時は、売上から経費を差し引いた所得に税金が掛かっていました。（簡便化するために所得控除は考慮せずに話を進めます。）

しかし、給料の場合には給与支給額に税金が掛かるのではなく、給与支給額から給与所得控除額を差し引いた差額に税金が掛かることになります。つまり、個人事業で得た所得と同じ金額を給料として受取った場合には、給与所得控除額のみだけ税金対象となる金額が少なくて済むのです。

この給与所得控除額とその具体例を順番に説明致します。

1) 給与所得控除

給与所得に係る所得税及び住民税の計算は、給与受給額に税率を掛けて税額を算出するのではなく、給与受給額から給与所得控除を差し引いた金額に税率を掛けて税額を算出します。

給与所得控除は簡単に言うと、給与所得者がその給料を得るための経費であると考えられています。

事業所得者については実額による必要経費の控除が認められています。つまり、売上を得るために支出した金額が経費として認められるのです。

これに対し、給与所得者については、同様の控除は認められていません。しかし、給与所得者であっても、その給与を得るために支出した金額があるはずで、例えば、靴やスーツであったり、通勤に車を使用している場合などが該当するものと思われれます。

そこで、給与所得者に対しても一定の経費を認める考え方が出てきたのですが、給与所得者の場合、職業上必要な支出と個人的な支出の区別が困難であるため、概算で経費を認めることとなったのです。

この給与所得控除の金額が、平均的な給与所得者の必要経費をカバーするのに十分な金額であると考えられるため、給与所得者はこの部分で税法上優遇されていると言えるのではないでしょうか。

法人成りをした場合には、この給与所得控除の金額分所得が減少し、節税になるケースがありますので、次の具体例を見て下さい。

2) 具体例

事業所得が600万円であった個人事業者が、法人成りをして、事業主（社長）に給料を600万円支払った場合の税額の違いを比べてみます。

尚、ここでは説明を簡略化するために、所得控除等は加味せずに計算しております。

① 個人事業者で所得600万円の場合

売上 2,000万円
 経費 1,400万円
 所得 600万円

イ. 個人所得税 772,500 円
 ロ. 個人住民税 240,000 円
 ハ. 個人市民税 360,000 円
 ニ. 個人事業税 155,000 円
 計 1,527,500 円

② 法人で事業者（社長）に給料を600万円支払った場合

売上 2,000万円
 経費 1,400万円
 給料 600万円
 所得 0円

イ. 個人所得税 424,500 円
 ロ. 個人県民税 170,400 円
 ハ. 個人市民税 255,600 円
 ニ. 個人事業税 0 円
 ホ. 法人税等 70,000 円
 計 920,500 円

このように、法人成りにより、個人事業主だった頃の所得（儲け）を給料として支払うことで、かなりの額の税金を抑えることができます。

この例の場合では、給料を600万円支払っています。600万円の給料に対する給与所得控除額は174万円です。つまり、174万円が実質的な経費の増額となるため税額がその分だけ低くなるのです。

法人に組織変更すると節税になるという話は、この給与所得控除額が使えるようになることを言っているのです。

※具体例の計算結果を表にして比較すると以下のようになります。

| 税金の種類 | 個人事業者 | 役員報酬 | 節税額 |
|-------|-------------|-----------|-----------|
| 所得税 | 772,500 円 | 424,500 円 | 348,000 円 |
| 県民税 | 240,000 円 | 170,400 円 | 69,600 円 |
| 市民税 | 360,000 円 | 255,600 円 | 104,400 円 |
| 事業税 | 155,000 円 | - 円 | 155,000 円 |
| 法人税 | - 円 | 0 円 | 0 円 |
| 法人住民税 | - 円 | 70,000 円 | △70,000 円 |
| 計 | 1,527,500 円 | 920,500 円 | 607,000 円 |

5. 家族従業員への給料

1) 個人事業の場合

個人事業の場合、家族従業員に対して支給する給料について支給金額に上限が定められていたり、また、支給金額をあらかじめ届出なければならないなど、いくつかの制限があります。

青色申告と白色申告で規定が異なりますので、順番に説明していきます。

① 白色申告

白色申告の場合では、配偶者に対する給料、配偶者以外の家族従業員に対する給料について上限金額が定められています。

まず、配偶者に支給する給料ですが、年間86万円が支給できる上限金額です。

たとえ従業員の中で労働時間が一番長くても、これ以上の金額を支給することはできません。支給したとしても86万円を超える金額部分は経費として認められないのです。

配偶者以外の家族従業員に支給する給料は年間50万円が上限金額です。配偶者に対する給料と同様に、この金額以上を支給したとしても50万円を超える金額部分は経費として認められません。

白色申告では家族従業員に支給する給料がほとんど認められないので、事業を行う上では青色申告を選択することが大前提であると考えられます。

② 青色申告

青色申告の場合では、白色申告とは異なり、配偶者や家族従業員に支給する給料の金額に上限はありません。賞与を支給することもできます。

しかし、給料の支給額及び賞与の支給額について、その支給しようとする金額をその年の3月15日まで（新たに専従者が加わったときは、その日から2ヶ月以内）に所轄の税務署に届出をしておかなくてはなりません。

これを「青色事業専従者給与に関する届出」といいます。

家族従業員に対する給料及び賞与の金額は、この届出書の金額以上に支給することはできません。そのため、年の途中で支給金額を変更しようとする場合には、変更届出書を提出する必要があります。もし、この変更届出書を期限までに提出し忘れた場合には、現在提出している届出書に記載されている金額までしか経費として認められなくなってしまいます。

白色申告に比べ、認められる範囲は大幅に増えますが、届出が必要というところで制限が課せられています。

次のページで、この届出書を提出し忘れた場合の例を見てみましょう。

※白色申告及び青色申告ともに家族従業員とは、生計を一にする親族（所得者本人の稼ぎで生活をする家族）が該当します。これを「事業専従者」といいます。

生計を一にしていない家族従業員につきましては、この限りではありません。

(具体例)

現在税務署に提出済の「青色事業専従者給与に関する届出書」記載金額

| | |
|--------|-------------|
| 給与（月額） | 200,000 円 |
| 賞与（年額） | 400,000 円 |
| 年間総支給額 | 2,800,000 円 |

↓ 7月分より給料10万円増額

| | |
|------------|-------------|
| 給与（1月～6月） | 200,000 円 |
| 給与（7月～12月） | 300,000 円 |
| 賞与（年額） | 400,000 円 |
| 年間総支給額 | 3,400,000 円 |

届出書を提出・・・経費として認められる金額は、340万円

届出書を未提出・・・経費として認められる金額は、280万円

この例の場合、7月分から給料の金額を増額させますので、7月もしくは8月頃までには「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります。届出書を提出していれば、今年度の支給額は340万円として、全額が経費と認められます。

届出書を提出し忘れた場合には、今年度の支給額が340万円であったとしても、経費として認められる金額は280万円となってしまいます。

届出書1枚で経費として認められる金額が全然変わってしまうので、絶対に提出し忘れることのないようにして下さい。

2) 法人の場合

法人の場合には、家族従業員の給料に関して、支給金額等の届出書を提出する必要はありません。そのため、何の手続きを行うこともなく、給料を支給することができるのです。また、支給金額の変更があった場合であっても、やはり届出書の提出の必要はありません。

個人事業の場合と比べると、家族従業員に対する給料に関しては、届出書の提出の必要がないだけでも気分的に楽ではないでしょうか。万が一提出し忘れた場合のリスクを負わなくてよいのですから。

また、法人から支給する給料の場合には、配偶者控除や扶養控除といった各種控除を受けることができます。

例えば、事業主（社長）の奥さんに給料を年間100万円支給した場合を考えてみましょう。

個人事業者が青色事業専従者の奥さんに100万円を支給している場合には、奥さんの給料が103万円以下であっても事業主の扶養に入ることはできません。専従者の場合、支給金額がいくらであっても扶養に入ることができないのです。

これが法人の場合では話が違ってきます。

法人から従業員給与として奥さんに100万円を支給していた場合には、奥さん

の給料が103万円以下であるため、事業主（社長）の扶養に入ることができるのです。

奥さんに支給する給料を例に挙げましたが、これは子供に給料を支給する場合でも同じことが言えます。個人事業者が子供に対して給料を支給する場合にはその支給金額がいくらであっても税法上の扶養家族になることはできません。

家族従業員に対する給料を支給するに当たっても、法人と個人事業者とではこのような違いがあるのです。

1. 退職金の支給

1) 個人事業の場合

個人事業の場合には、個人事業主及び家族従業員（事業専従者）に対し退職金を支給することはできません。勤続年数がどんなに長期間になろうと駄目なのです。従って、個人事業者は引退する時に備え、共済等を利用して退職金を別途用意するなどの対策を練らなくてはなりません。

2) 法人の場合

法人の場合は、事業主本人にも家族従業員にも退職金を支給することができます。

では、なぜ退職金を支給することにメリットがあるのでしょうか。それは、支払った退職金が経費に算入できるだけでなく、受取った側にも税法上のメリットが発生するからです。

受取った退職金は退職所得として取り扱われ、所得税・住民税の対象となります。退職所得は通常の所得とは区分して、次の計算式で所得税・住民税を計算します。

$$\text{（ 退職金受給額 － 退職所得控除額 ）} \times 1/2 \times \text{税率} = \text{納付税額}$$

※1 退職所得控除額の計算

勤続年数が20年以下の場合・・・40万円 × 勤続年数

勤続年数が20年超の場合・・・（70万円 × 勤続年数）－ 600万円

※2 税率

24頁 「給与所得・事業所得等の個人所得に係る税率」を参照

実際に退職金を受取った場合の所得税・住民税の税額を計算してみます。

（例1）退職金500万円 勤続年数15年

① 退職所得控除額の計算

$$40\text{万円} \times 15\text{年} = 600\text{万円}$$

② 退職所得の計算

$$500\text{万円} - \text{①} = \Delta 100\text{万円} \rightarrow 0\text{円} \text{（ マイナスの場合は0円 ）}$$

③ 税額

（イ）所得税 0円

（ロ）住民税 0円

（ハ）イ + ロ = 0円

この場合、退職所得が0円のため、所得税及び住民税は発生しません。

(例2) 退職金2,000万円 勤続年数35年

① 退職所得控除額の計算

$$70\text{万円} \times 35\text{年} - 600\text{万円} = 1,850\text{万円}$$

② 退職所得の計算

$$(2,000\text{万円} - \text{①}) \times 1/2 = 75\text{万円}$$

③ 税額

(イ) 所得税 $75\text{万円} \times 5\% = 37,500\text{円}$

(ロ) 住民税 $75\text{万円} \times 9\% = 67,500\text{円}$

(ハ) $\text{イ} + \text{ロ} = 105,000\text{円}$

※退職所得に係る住民税の税率は一律9%となります。

退職金に係る税額は例1・2のような計算方法になります。計算結果をみていただくと、税額がかなりの少額になることがお分かりいただけると思います。例2の場合では特にそれが顕著の現れているのではないのでしょうか。

例2は決して極端な例ではありません。35歳で法人を設立し、70歳で引退する時に退職金を2,000万円を受取るパターンに該当します。

この時に支払う税額は約10万円であり、退職金受給額(2,000万円)のおよそ0.5%です。

退職所得につきましては所得控除が多額であり、さらに、退職所得控除後の金額を2分の1した金額に税率を掛けて税額を算出します。そのため、特に勤続年数が長期間に及んだ場合には納付税額が少額となるのです。

このように、退職金に係る税額は相当に優遇されていると言えますので、法人成りにより退職金を支給できるようになると、そのメリットを十分に享受することができるのではないかと思います。

7. 健康保険・年金の取り扱い

1) 個人事業の場合

① 事業主本人の取り扱い

個人事業の場合、事業主本人は社会保険に加入することができません。つまり、健康保険は国民健康保険、年金は国民年金に加入することとなります。

国民健康保険料につきましては各市町村により税率は異なりますが、甲府市を例に挙げた場合、介護保険料を含めると課税所得（世帯総所得）に対し約10%が所得割額として課されます。（他に均等割額・平等割額が課されます。）

国民年金保険料の負担金額は毎月15,020円であり、年間で約180,000円となります。（平成23年3月31日現在。国民年金保険料は平成29年まで基本的には毎年負担金額が増加し続けるので、年度により負担金額は異なります。）

② 従業員の取り扱い

個人事業では従業員数が5人未満の場合には、社会保険は任意加入となります。このため、社会保険に加入しなければ従業員は事業主と同様に、健康保険は国民健康保険に、年金は国民年金に加入することとなります。

個人事業であっても、従業員数が5人以上の場合には、社会保険に強制加入となります。

この場合、社会保険に加入できるのは従業員だけであり、事業主本人や生計を一にする家族従業員は社会保険に加入することはできません。

社会保険料の具体的な負担額については、(2)法人の場合で説明致します。

2) 法人の場合

法人の場合、従業員が何人であっても社会保険には強制加入となります。すなわち、従業員が0人で事業主（社長）1人しかいない法人であっても社会保険に加入しなければなりません。

社会保険に加入しますと、健康保険料と厚生年金保険料のそれぞれ半額を法人が負担することとなります。

例えば、従業員を雇用していても社会保険に加入していない個人事業者が、法人成りした場合を考えてみます。

個人事業の時には従業員数が5人未満であれば社会保険に加入しなくてもよいので、この時は社会保険料の事業主負担はありません。しかし、法人は従業員数が何人であっても社会保険に加入しなければならないので、法人成りした時点で社会保険料の経費負担が強制的に増加することとなります。

通常人件費というと給料支給額を想像しがちですが、社会保険に加入した場合には、給料+社会保険料会社負担分を人件費の総額と考えた方が良いでしょう。

では、法人側がどれくらいの負担をするかについてですが、給与の総額に対して健康保険料が4.73%（40歳以上の方は5.485%）、厚生年金保険料が8.029%、児童手当拠出金が0.13%の合わせて12.889%を法人が負担することとなります。（平成23年3月31日現在。料率は毎年変更されます。）

法人の負担する金額を具体例で見てみましょう。

| | | |
|----------|-----------|------------|
| 給与総額（月額） | 200,000 円 | |
| 健康保険料 | 9,460 円 | （40歳未満の場合） |
| 厚生年金保険料 | 16,058 円 | |
| 児童手当拠出金 | 260 円 | |
| 社会保険料合計 | 25,778 円 | |

このように、200,000円が給与支給額であった場合には、その12.889%にあたる25,778円が社会保険料の会社負担となります。つまり、225,778円が実際の人件費となるのです。

従業員が1人でしたら毎月25,778円（年間309,336円）の負担ですので、それ程の負担金額ではないものと思われます。しかし、従業員が4人いた場合を考えると、毎月103,112円（年間1,237,344円）が会社負担となりますので、相当の負担金額になるのではないのでしょうか。

簡単に言ってしまうと、社会保険に未加入の従業員を4人抱えている事業主が法人成りした場合、経費が年間1,240,000円程度増加することとなります。

社会保険料の法人負担金額も少なくない金額なので、法人成りを行う上で十分に考慮する必要があるものと思われます。

3) 負担額の比較

では次に、事業主自身の保険料等の負担金額を比べてみましょう。

事業所得に係る国民健康保険・国民年金の負担額と役員報酬に係る社会保険料の負担額を比較します。

- ① 個人事業者の事業所得が600万円の場合（国民健康保険料率は甲府市の料率を使用）

イ. 国民健康保険料（事業主、妻、子供2人の場合）

| | 医療分 | 後期高齢者分 | 介護分 |
|-------|--|---------|---------|
| 所得割 | 521,073 | 124,173 | 129,276 |
| 均等割 | 87,600 | 20,400 | 14,400 |
| 平等割 | 24,500 | 5,600 | 5,300 |
| 計 | 633,173 | 150,173 | 148,976 |
| (上限額) | 510,000 | 140,000 | 120,000 |
| 年税額 | 510,000 + 140,000 + 120,000 = 770,000円 | | |

ロ. 国民年金保険料（年額）

15,100 円 × 3ヶ月 × 2人 = 90,600 円

15,020 円 × 9ヶ月 × 2人 = 270,360 円

計 360,960 円

ハ. 負担金額合計（年額）

イ + ハ = 1,130,960 円

② 法人成り後、役員報酬を年額600万円支給した場合

| | 会社負担分 | 本人負担分 | 計 |
|---------|-----------------------------|--------|---------|
| 健康保険料 | 27,425 | 27,425 | 54,850 |
| 厚生年金保険料 | 40,145 | 40,145 | 80,290 |
| 児童手当拠出金 | 650 | | 650 |
| 計 | 68,220 | 67,570 | 135,790 |
| 年税額 | 135,790 × 12ヶ月 = 1,629,480円 | | |

①では個人事業で600万円の事業所得があった場合の国民健康保険と国民年金の負担額を計算しています。国民年金保険料は妻を含めた2人分の金額です。

ここでは国民健康保険料を事業主と妻・子供2人の世帯を例として計算しているので、扶養人数が変われば金額も変わることとなります。

②では事業所得と同額を役員報酬として支払った場合の社会保険料を計算しています。会社負担分と本人負担分を合計しているのは、会社負担分と言っても事業形態が個人から法人に変わっただけで、結局のところ自身が支払うのと同様であるからです。

事業所得及び役員報酬を600万円で計算した場合には、社会保険制度に加入した方が498,520円負担額が増加することとなります。

つまり、従業員がいなくとも、事業主自身の社会保険料及び厚生年金保険料の負担額が増える場合があることを認識しておかなくてはなりません。

しかし、負担額は多くなるのですが、国民年金に加入している場合に比べ将来受給する年金額が多くなることも付け加えておきます。

2. 消費税

1) 法人設立に係る消費税の納税義務の免除

消費税は法人及び個人事業者が国に納付する税金です。すべての事業者に納税義務があるのではなく、納税義務があるかないかを判定する明確な基準があります。

その基準とは、法人は2期前、個人事業者なら2年前の売上高が1,000万円を越えているかどうかで判定します。つまり、2年前の売上高が1,000万円を超えているのならば今年度は消費税の納税義務があり、1,000万円以下であるのならば今年度の納税義務は生じません。

法人成りを行うにあたり、この消費税の納税義務の判定基準は大きな意味合いを持ちます。なぜなら、上記で説明したとおり、法人の場合2期前の売上高を基準として、消費税の納税義務の有無を判定するからです。

法人成りをした事業年度は1期目にあたり、2期前の売上高は存在しません。2期目に入っても、判定を行う基準となる2期前の売上高が存在しないため、法人を設立してからの1年目及び2年目は自動的に納税義務が生じないのです。

個人事業者が消費税の納税義務者であった場合には、法人成りすることにより、法人設立から2年間（最初の2事業年度の期間）は納税義務が免除されるのです。

例えば、消費税を毎年100万円納付していた個人事業者が法人成りをした場合を考えてみます。

法人成りをした最初の2年間は消費税を納付する必要がないので、年間100万円納付していた消費税が2回免除されることとなります。つまり、2年間で200万円の支払いが免除されるのです。

事業内容が変わらなくても、個人事業から法人に組織変更することにより何百万円という金額を支払わなくて済むこと（その金額分だけ収入があるのと同じ効果）を考えますと、消費税の納税義務の免除は法人成りを考慮する上で大きな意味合いを持つ項目であると言えます。

消費税の納税義務の判定で一つだけ気をつけて頂きたい点があります。それは、「新設法人に係る消費税納税義務の判定の特例」です。

先程、新設法人には2期前の売上高が存在しないため、最初の2年間は納税義務が生じないと説明致しました。しかし、特例として、新規設立した法人の資本金が1,000万円以上の場合には強制的に初年度から消費税の納税義務が生じてしまうのです。

従って、法人を設立する際にどうしても資本金を1,000万円にしなければならないという条件が課されている様な場合でなければ、資本金は1,000万円未満にしておいた方が良いと思います。

2) 消費税の仕組み

順番は前後しますが、消費税の仕組みを簡単に説明させていただきます。

商品の販売や役務（サービス）の提供といった、いわゆる売上に課されている消費税の税率は5%です。従って、法人や個人事業者が国に納付する消費税も売上の5%と認識している方がいらっしゃいますが、実際に国に納付する消費税の金額は

売上の5%ではありません。

消費税は、売上に係るお客様から預った消費税の金額から、仕入や経費等に係る支払った消費税の金額の差額を国に納付する仕組みとなっております。

簡単な例で見てみましょう。

| | 税抜金額 | 消費税 |
|-------|-------|-----|
| ① 売上 | 2,000 | 100 |
| ② 仕入 | 1,000 | 50 |
| ③ 給料 | 500 | 0 |
| ④ 他経費 | 400 | 20 |
| ⑤ 差引 | 100 | 30 |

上記の例では、消費税の納付税額は、預った消費税（100円）から支払った消費税（50円+20円=70円）の差額である30円となります。

給料手当に関しては、支給する金額に消費税は掛かっていないので、納付税額を計算する過程で考慮させません。給料手当に限らず、印紙や保険料など消費税の掛からない経費についても同様に消費税の計算に考慮させません。

上記の計算例には含めていませんが、資産の購入があった場合には、その資産の購入対価に係る消費税の金額も控除することができるのです。

このように、消費税の納付税額は預った消費税の金額から支払った消費税の金額を差し引いて計算していますので、5%全額を国に納付する必要はないのです。

5. 経費算入割合の相違

1) 接待交際費の取り扱い

接待交際費につきましては、法人と個人事業では取り扱いが異なります。

ひとことと言ってしまえば、個人事業の場合は全額経費として認められますが、法人の場合には全額若しくは一部が経費として認められなくなります。

ここで法人税法における交際費の規定を紹介します。

※租税特別措置法 第61条の4より抜粋

法人が各事業年度において支出する交際費等の額（資本金の額又は出資金の額が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

1. 当該交際費等の額のうち600万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という）に達するまでの金額の100分の10に相当する金額
2. 当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

この条文を読む限りでは、内容がよく分からないと思いますので、以下の説明を読んで確認して下さい。

資本金が1億円を越える法人の場合には交際費の全額が経費として認められません。また、資本金が1億円以下の法人についても、600万円を超える部分については全額経費として認められず、600万円以下の金額についても10%が経費として認められません。

これから法人成りを行う方してみれば、当然資本金は1億円以下でしょうから、資本金が1億円以下の法人の場合を具体例で見ましょう。

① 交際費を200万円支出した場合

経費として認められない金額

$$200万円 \times 10\% = 20万円$$

経費として認められる金額

$$200万円 - 20万円 = 180万円$$

② 交際費を900万円支出した場合

経費として認められない金額

イ) $900万円 - 600万円 = 300万円$

ロ) $600万円 \times 10\% = 60万円$

ハ) $イ + ロ = 360万円$

経費として認められる金額

$$900万円 - 360万円 = 540万円$$

①と②の例を見ていただければお分かりの通り、法人の場合には交際費の一部が税法上否認されるため、交際費として支出した金額の全額がそのまま経費とはならなくなるのです。そのため、交際費として支出した金額の一部に税金が掛かることとなりますので、交際費として支出する金額にもある程度の抑制が必要となるかも知れません。

2) 他経費の取り扱い

接待交際費以外の他の経費につきましては、個人事業者であっても法人であっても、事業に必要なものについては基本的にすべて経費として認められます。

但し、個人事業の場合、事業用の支出と個人用の支出との区分が曖昧になってしまう可能性がありますので、領収書等の管理は細かく行わなくてはなりません。

経費に算入していたとしても、税務署に個人用の支出と認められたものについては経費からはずされてしまいます。

また、個人事業者は車両など固定資産の減価償却費についても、全額が経費として認められるのではなく、事業に使用した割合のみが経費として認められることとなります。

例えば、減価償却費が50万円と計算されたとしても、事業用に使用している割合が70%であった場合には35万円（ $50万円 \times 70\% = 35万円$ ）が経費として認められる金額となるのです。

個人事業者の場合には、事業用割合や個人用の経費が入り込んでいないかを問われるケースが多いので、細かい管理が必要となってきます。

6. 生命保険の取り扱い

1) 個人事業の場合

個人事業者に係る生命保険につきましては、契約形態に関わらず経費には算入されません。経費としての取り扱いではなく、所得控除という形で所得から控除することになります。

生命保険料控除として取り扱われるため、支払った全額を控除するのではなく、上限が定められています。その上限についても決して大きい金額とは言えず、一般の生命保険で最高5万円、個人年金保険で最高5万円、合わせて最高10万円です。

つまり、個人事業においては生命保険料は経費とは掛け離して考えるものであり、事業主に万が一のことがあった場合の保障です。

2) 法人の場合

法人の場合では、法人契約をした生命保険料は契約形態にもよりますが、積立部分を除き全額経費に算入することができます。

そのため、法人が契約する生命保険は万が一の保障という意味合いと、支払った金額が経費に算入されることによる節税の意味合いの両面を併せ持っています。

具体例として、保障額1,000万円、年間保険料24万円、全額掛け捨ての生命保険に加入している場合の法人と個人事業者の取り扱いの違いを比べてみます。

① 個人事業の場合（事業所得600万円で計算）

| | |
|------|---------|
| 契約者 | 本人 |
| 受取人 | 配偶者等 |
| 経費 | 0円 |
| 所得控除 | 50,000円 |
| 節税額 | 10,000円 |

② 法人の場合（法人所得600万円で計算）

| | |
|------|----------|
| 契約者 | 会社 |
| 受取人 | 会社 |
| 経費 | 240,000円 |
| 所得控除 | - |
| 節税額 | 70,000円 |

※税率は24頁「給与所得・事業所得等の個人所得に係る税率」を参照

①と②を比べてみて頂ければお分かりのとおり、同じ保険内容であっても、法人で契約をした場合の方が節税額が大きくなることが見て取れます。

また、事業を進める上で、規模に応じて保障額を大きくする必要性が出てくる場合もあると思います。そうすると当然に支払う保険料の金額も増加します。しかし、個人事業の場合では、生命保険料は所得控除であり経費には算入されないため、支

払う保険料が増加したとしても、所得税や住民税といった税金の負担額には影響を及ぼしません。所得控除には限度額が定められているため、支払う生命保険料が増加したとしても、限度額に達している場合には税額が減少することはないのです。

法人の場合では、生命保険料は全額経費となる（積立部分は除く）ので、支払う保険料が増加した場合には、税額は減少することとなります。

3) 法人成り後の実務上の取り扱い

法人成りの後、生命保険契約を個人から法人に変更（個人契約を解約し、法人で新規加入）するお話をさせていただきますと、お客様からツッコミを入れられることがあります。それは、「個人契約を解約し、法人で契約してしまっただけは、万が一の時に残された家族に対する保障がなくなってしまうから困る」と心配されるのです。確かに、万が一があった場合に備えて生命保険に加入するのですから、現実的な部分も考えておかななくてははいけません。

例として、1,000万円の保険金を法人が受取った場合のお金の流れを考えます。

生命保険を法人で契約した後、本人に万が一があった場合、保険金は法人が受取ることになります。そのため、会社に保険金1,000万円が入金されます。このままで終わってしまっただけは残された家族への保障がまったくなくなってしまうので、会社に入金された1,000万円を社長（事業主本人）の退職金又は死亡退職金として家族に支払うのです。これにより、実質的に保険金をそのまま家族が受取ることになるのです。

次に経理面での処理ですが、法人は受取った保険料を収入として経理処理します。収入が1,000万円も増加しますので、このままではかなりの額の税負担となってしまいます。そこで1,000万円を社長に対する退職金として経費に算入します。これにより、収入と同額の経費が発生しますので、プラスマイナスゼロとなるのです。

では、受取る側の税負担を考えて見ましょう。死亡退職金は相続税の対象となり、一部の金額（500万円×法定相続人の数）は非課税であるため、税額負担も相当に軽減されています。

今回の例では、相続人が2人いた場合には、死亡退職金に税金は掛かりません。そのため、お金の流れで考えてみても、実質的には保険金を個人で受取ったケースと同様の効果があるのです。

以上のことを考慮してみますと、保険商品によっては法人成りをした後、個人契約から法人契約に切り変えた方がメリットが多いのかも知れません。

ただし、個人で加入している生命保険も様々な契約形態がありますので、すべてを法人契約に切り替えた方が良いという訳ではありません。中には現在の契約のまま継続された方がメリットが多い保険商品もあると思います。この点に関しましても、法人成りを検討する際に精査させていただきますので、お気軽にご相談下さい。

11. 個人及び法人に係る税率（平成23年4月1日現在）

1) 給与所得・事業所得等の個人所得に係る税率

| 課税所得 | 所得税 | 住民税 |
|----------------------------|------------------|-----|
| 1,000円以上 1,950,000円未満 | 5% | 10% |
| 1,950,000円以上 3,300,000円未満 | 10% - 97,500円 | 10% |
| 3,300,000円以上 6,950,000円未満 | 20% - 427,500円 | 10% |
| 6,950,000円以上 9,000,000円未満 | 23% - 636,000円 | 10% |
| 9,000,000円以上 18,000,000円未満 | 33% - 1,536,000円 | 10% |
| 18,000,000円以上 | 40% - 2,796,000円 | 10% |

※個人事業主の場合は、290万円を超える所得に対して事業税5%を課税

2) 法人所得に係る税率（市民税は14.7%として計算）

| 課税所得 | 法人税+事業税+市県民税 |
|--------------------------|--------------|
| 1,000円以上 4,000,000円以下 | 27% |
| 4,000,000円超 8,000,000円以下 | 29% |
| 8,000,000円超 | 46% |

3) 個人事業者所得と給与所得の税額比較

ここでは個人事業者の所得（儲け）に係る税額と法人成り後、その儲けを全額給料として支給した場合の税額負担を比較してみます。

9ページの具体例では所得600万円で計算を行いましたが、今回は所得300万円と所得900万円の2つを例に挙げてみます。

尚、税額は概算額で算出しておりますので、実際の税額と多少の差額は発生します。いずれの税率も平成23年4月1日現在の税率を使用しております。

また、説明を簡略化するため、税額の計算上、所得控除は加味しておりません。

① 所得300万円の場合

| 税金の種類 | 個人事業 | 役員報酬 | 節税額 |
|-------|----------|----------|----------|
| 所得税 | 202,500円 | 96,000円 | 106,500円 |
| 県民税 | 120,000円 | 76,800円 | 43,200円 |
| 市民税 | 180,000円 | 115,200円 | 64,800円 |
| 事業税 | 5,000円 | -円 | 5,000円 |
| 法人税 | -円 | 0円 | 0円 |
| 法人住民税 | -円 | 70,000円 | △70,000円 |
| 計 | 507,500円 | 358,000円 | 149,500円 |

② 所得900万円の場合（所得控除は加味しておりません）

| 税金の種類 | 個人事業 | 役員報酬 | 節税額 |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| 所得税 | 1,434,000 円 | 952,500 円 | 481,500 円 |
| 県民税 | 360,000 円 | 276,000 円 | 84,000 円 |
| 市民税 | 540,000 円 | 414,000 円 | 126,000 円 |
| 事業税 | 305,000 円 | - 円 | 305,000 円 |
| 法人税 | - 円 | 0 円 | 0 円 |
| 法人住民税 | - 円 | 70,000 円 | △70,000 円 |
| 計 | 2,639,000 円 | 1,712,500 円 | 926,500 円 |

9 ページの具体例では、所得が600万円で、節税額の合計が607,000円でした。

見ていただくとお分かりのように、儲けの金額が多くなればなるほど節税額が大きくなります。

単純に節税だけに着目した場合には、所得が少ないと節税額も小さく、法人成りをするメリットはあまりないかもしれません。しかし、所得が大きくなってきた際には、所得を全額給料として支給してしまうと、かなりの額の節税効果が見込まれます。

法人成りを検討する際には様々な要素を含めて考えなければなりません。所得及び給料に関する税額の節税という点につきましても重要視していただきたい部分でもあります。

尚、この具体例につきましては、説明を簡略にするため、税金の計算上の様々な要素を排除しております。そのため、具体例と同じ所得や同じ給料金額であったとしても、実際のケースでは税額等が大幅に異なることもございますのでご了承下さい。

12. 法人のみに係る税額（均等割り）

1) 県民税・市民税の均等割り

3ページの法人設立のデメリットで説明したように、均等割りとは、地方自治体が法人に課する税額負担です。

都道府県と市町村に支払うものであり、法人の所得により計算されるものではなく、法人の規模（資本金・従業員数）により金額が決定されます。

所得ではなく、法人の規模により決定されますので、赤字の場合であっても課されることとなります。

2) 均等割り額の具体例

次に均等割りの負担税額を山梨県甲府市に本店がある法人を例にしてみたいと思います。（各都道府県及び市町村により税額は異なります。）

表 I 山梨県の法人県民税均等割の税額

| 資本金 | 1千万円以下 | 1千万超 1億円以下 | 1億円超 10億円以下 | 10億円超 50億円以下 | 50億円超 |
|-----|--------|---------------|----------------|-----------------|---------|
| 税額 | 20,000 | 50,000 | 130,000 | 540,000 | 800,000 |

表 II 甲府市の法人市民税均等割の税額

| 資本金 従業員数 | 1千万円以下 | 1千万超 1億円以下 | 1億円超 10億円以下 | 10億円超 50億円以下 | 50億円超 |
|-------------|---------|---------------|----------------|-----------------|-----------|
| 50人以下 | 50,000 | 130,000 | 160,000 | 410,000 | 410,000 |
| 50人超 | 120,000 | 150,000 | 400,000 | 1,750,000 | 3,000,000 |

表 I と表 II を見て頂ければお分かりの通り、県民税の均等割の最低税率は20,000円であり、市民税の均等割の最低税率は50,000円です。均等割りにつきましては、所得に関係なく課される税額となりますので、たとえ法人が赤字であったとしても最低70,000円の税額が每期課されることとなります。

個人事業の場合、法人のように均等割りの負担はありません。税額は所得に応じて計算される仕組みになっています。つまり法人の場合、個人事業と同じ所得であっても均等割りの分だけ税額負担が多くなってしまいます。

このため、最低でも每期70,000円の税額負担が発生することも法人成りにあたり考慮する必要があるのかもしれない。

13. 青色欠損金の控除期間

1) 欠損金の繰越し制度とは

欠損金の繰越し制度とは、欠損金（税務上の所得の赤字）が生じた場合に、その欠損金額を一定の条件のもと、次期以後の年度において生じる所得から控除（相殺）できる制度です。

つまり、当期に生じたマイナスを翌期以降に生じたプラスから差し引くことができるのです。

この欠損金の繰越し制度についても、個人事業と法人とでは取り扱いが異なるので順番に説明致します。

ちなみに、個人事業の場合は正式には「純損失の繰越」と言いますが、ここでは分かりやすくするために、個人事業も法人も「欠損金の繰越」と表示させていただきます。

2) 個人事業における欠損金の繰越し制度

① 白色申告の場合

個人事業者で白色申告の場合には、欠損金の繰越し制度は適用されません。つまり、どれ程大きな欠損が生じたとしても、翌年以降の所得から控除することができないのです。

例えば、開業一年目などは売上もなかなか確保しづらいでしょうし、初年度ということもあり、様々な費用が掛かるため、所得がマイナスになる可能性があります。この時、青色申告を選択していなければ、そのマイナスが翌年に繰り越されないため、翌年に所得が生じた場合には税額負担が発生します。

白色申告である限りは常に単年度で所得の計算が行われることになってしまいます。

② 青色申告の場合

個人事業者で青色申告の場合には、欠損金は3年間繰越されます。これにより、例えば開業一年目に所得がマイナスになったとしても、翌年以降の所得からそのマイナスを控除することができるのです。

青色申告を選択しておくことで単年度だけで所得の計算が完結せず、所得の計算に連続性がでてくるのです。

青色申告と白色申告では欠損金の繰越し制度の有無について大きな差がでてくるため、個人事業を行う限りは、やはり青色申告を選択することが大前提といえるのではないのでしょうか。

3) 法人における欠損金の繰越し制度

法人の場合は欠損金は7年間（7期）繰り越されます。

個人事業の青色申告では繰越期間は3年です。これが法人では7年になるのですから、欠損金の取扱いについて法人は相当に優遇されているといえるのではないで

しょうか。

個人事業と法人の欠損金の繰越期間になぜこれ程の差がある理由につきましては専門的な話になりますので割愛させていただきますが、繰越期間が延びることは素直にありがたいことだと思います。

開業初年度に限らず、新規事業への参入や事業を大幅に転換する場合など、様々な要素で損失が出てしまう場合があるかと思います。そのような場合、欠損金の繰越期間が長期間であればある程そのメリットを享受することができるのです。

単純に欠損金の繰越期間だけで比較してみると、法人成りに魅力を感じてしまいます。

14. 会計事務所等、管理費用

法人成りをするにあたり、事務的な経費の中で大きく負担が増えるものがあります。それが登記印紙代や司法書士事務所等に支払う事務手数料及び会計事務所に支払う管理費等です。これらの費用について、順番に解説致します。

1) 各種登記費用

個人事業の場合には、登記の必要がないので、登記印紙代や司法書士に支払う報酬が発生することはありません。しかし、法人は公示機能を果たすため、法務局に登記が必要となるのです。

まず最初に、法人を新設するときには登記印紙代や司法書士手数料が掛かります。この費用が掛かることにつきましては、皆様ご承知されていますので、法人の設立費用としてご用意されていることと思います。

しかし、法人の場合には最初の設立の時だけでなく、様々なタイミングで登記印紙代や登記を依頼した際の司法書士手数料が必要となるのです。

いくつか例を挙げてみますと、以下のようなものが登記事項に該当します。

- ・役員に変更があった場合
- ・資本金に変更があった場合
- ・法人の住所が変更になった場合

つまり、組織に何か変更があった場合には、その都度登記が必要となるのです。

個人事業の時には組織に何か変更があったとしても、登記の必要がないので何も気にすることはありませんでした。せいぜい税務署に届出書を提出（印紙代の負担無し）するくらいではないでしょうか。

法人の場合には登記はすべて有料であり、登記印紙代と司法書士手数料が掛かる事を覚えておかななくてはなりません。

例えば、父親が自分の子供に事業を継いでもらう場合を考えてみます。

個人事業の場合には、税務署に現在の事業主（父親）の廃業届出書と新規事業主（子供）の開業届出書を提出すれば手続きは終了です。

法人の場合には、代表取締役の変更登記に係る印紙代が1万円、司法書士手数料が2万円程度（およその金額です。司法書士事務所により異なります。）掛かります。

このように登記印紙代及び司法書士手数料は法人のみに掛かる費用ですので、法人成りをするからには、これらの負担が増えることを頭に入れておく必要があるのです。

2) 会計事務所費用

次に会計事務所費用ですが、こちらも個人事業に比べ、法人の方が多額の費用が掛かることとなるでしょう。

① 法人の確定申告書作成料

個人事業者は毎年一回、2月16日から3月15日の間に所得税の確定申告書を税務署

に提出します。

これにより、一年間の経営成績や12月31日現在の資産及び負債の状況を税務署に報告するのですが、法人も同様に一年間の経営成績や資産及び負債の状況を税務署に報告する義務があります。これを通称、決算と呼びますが、個人事業主が行う所得税の確定申告と大きく異なるところは、税務署に提出するために作成しなければならない書類が大幅に増えるのです。

個人事業主が作成する所得税の確定申告書は全部で6頁から8頁程の書類になりますが、法人が作成する法人税の確定申告書は規模の小さい法人であっても、20枚以上のボリュームになります。

内容につきましても、法人の確定申告書の方が個人の確定申告書よりも細かいところまで記載する必要がありますし、所得の算定にあたっては、法人税特有の考え方のもとに計算する必要も出てきます。

さらに、法人税の確定申告書は税務署に提出するだけでなく、都道府県や市町村にも提出する義務があるため、それぞれの雛型に従った確定申告書も同時に作成しなければなりません。

このような理由から、法人の確定申告書作成手数料は個人の確定申告書作成手数料に比べ高額となるのです。

金額につきましては、法人の規模や業種、会計事務所との契約形態により異なりますが、法人税確定申告書作成料は、15万円から30万円程度の金額になるものと思われま

す。個人事業主である時に、ご自身で所得税の確定申告書を作成していた方にとっては随分と大きな負担に感じられるのではないのでしょうか。

この手数料負担は每期必要となりますので、法人成りを判断する上での大きな要素のひとつに挙げられます。

斉藤会計事務所の場合では、価格表がありますので、法人の規模や契約形態により金額が決定されます。当事務所のホームページにも価格表を掲載しておりますので参考にして下さい。

② 月次監査顧問契約料

先程は法人の確定申告書作成料について説明致しましたが、次に月次監査顧問契約料について説明致します。

「月次監査顧問契約料」とは、税理士等と顧問契約を結ぶことにより支払う毎月の顧問料のことです。顧問契約を結び、毎月の試算表を作成するためのお手伝いをしてもらうのです。

しかし、月次の顧問契約につきましても、絶対に必要な経費というものではないので、規模や業種により判断が分かれるかもしれません。

法人は個人事業に比べ、内容の細かい確定申告書を作成しなければなりません。そのため、日々作成する帳簿についても厳正さが要求されるのです。

確定申告書は日々の帳簿の最終数値を掲げたものですから、しっかりとした日々の帳簿を作成していれば、正確な確定申告書が自動的に作成でき、堂々と金融機関や税務署に見せることができるのです。

会計事務所と顧問契約を結び、毎月監査をしてもらうことにより、正確な月次試算表が作成できることとなります。これにより、経理部門についての負担軽減や税制面での不安が払拭されるので、経営者は営業等の他の部門に集中することができると思います。

しかし、税理士と月次監査顧問契約を締結すると経費負担が増加します。税理士に帳簿の作成までを依頼するのか、帳簿のチェックのみを依頼するのか等、顧問契約の形態により支払う顧問料が変わります。従って、法人の規模がまだ小さい時には軽くない経費負担となるかもしれないので、費用対効果を十分に考慮した上で判断する必要があると思います。

ある程度の規模になると、社内だけで経理の処理を行い、試算表を毎月作成するという作業に手が回らなくなる可能性もあります。そのため、会社の成長に合わせ、契約形態を随時変更させていけば、法人成りした後の経費負担をうまくコントロールできるのではないのでしょうか。

15. 税務署による税務調査

1) 税務調査の頻度

税務調査とは、税務署の調査官が会社や個人事業者の事務所に訪問し、保存している帳簿のチェックを行い、適正な申告が行われているかを調査することをいいます。

なぜ税務調査が行われるかという点、税務署に提出する確定申告書には一年間（法人なら一期）の合計金額しか記載されておらず、税務署側からしてみればその途中の取引の実態が分かりません。そのため、実際の取引と確定申告書に記載された金額が一致しているかを定期的にチェックするのです。

法人と個人事業者とでは税務調査が行われる頻度が少し異なります。

法人の場合はおよそ5年から10年に一度くらいのペースで税務調査が行われると言われていています。はっきりと断定できないのは、すべての法人において定期的に税務調査が行われるわけではなく、法人によりその頻度が大きく異なるからなのです。

そのため、法人によっては5年に一度のペースで税務調査が行われる場合もありますし、中には20年以上税務調査が行われていない法人も存在します。

個人事業者の場合は法人よりもそのサイクルが長いようです。およそ10年から20年に1度くらいのペースで税務調査が行われると言われていています。しかし、個人事業者の場合であってもサイクルの短い方もいますし、いつ税務調査が行われるかは誰にも分からないので、個人事業者だからといって安心はできません。

法人成りをした場合には、個人事業者であった時よりも税務調査が行われる確率が高くなると認識しておいた方がいいのかも知れません。

2) 税務調査の内容

税務調査につきましても、おそらく皆様もいろいろな噂を耳にしていると思います。

例えば、「税務署に〇十万円持っていかれた」「調査官にゴミ箱まで調べられた」「まるで犯罪者のように扱われた」などです。

確かに、実際に税務調査が入ることはあまり気分のいいものではありません。適正な会計処理をしていても、改めてチェックされると不安な気持ちになってしまいます。

では、税務調査では何が重点的に調べられるのでしょうか。調査官により多少の差はあると思いますが、おおよそ次の項目がチェックされます。

- ① 売上が適正に計上されているか
- ② 個人的な経費が計上されていないか
- ③ 架空の経費が計上されていないか
- ④ 売上や経費を計上する時期は適正か
- ⑤ 経費の科目が適正に処理されているか
- ⑥ 人件費の金額は適正か

- ⑦ 架空の人件費が計上されていないか
- ⑧ 在庫は適正に計上されているか
- ⑨ 資産と経費の区分が適正になされているか
- ⑩ 税法の基準に反した処理がされていないか
- ⑪ 二重帳簿をつけていないか
- ⑫ 帳簿と現金・預金の流れがあっているか
- ⑬ その他、帳簿で気になる点など

これらの項目を重点的にチェックされ、万が一実際の取引と帳簿に相違があった場合には、その項目を修正した申告書を提出することとなります。

修正した項目に関して所得が増加した場合には、新たに税額が発生する場合があります。さらに、その税額に対して罰金が課されるため、追徴で支払う税額は高額になる場合が多いのです。

罰金は新たに追加で支払う税額に対して、加算税が10%、延滞税が14.6%課されます。さらに、悪質な所得隠しであると判断された場合には、重加算税が35%加算されます。

このように、普段から適正な帳簿を作成していないと、いざ税務調査があった際に余計な罰金まで支払わなければならないことになってしまいます。

しかも、これらの罰金については、支払っても税法上経費には算入されません。つまり、お金だけが出て行くことになるのです。

税務調査での罰金の話をしてしまいましたが、普段から適正な帳簿を作成していれば、税務調査を何ら恐れることはありません。税務調査で修正項目がなければ、「是認」といって何事もなく調査が終了するのです。

ここでは税務調査に注目しましたが、税務調査のためだけでなく、適切な経営判断に使用するためにも、普段から適正な帳簿を作成することを心がけるべきなのです。

適正な帳簿を作成し、適正な所得を算出した上で、適正な税金を納付する。結局はこれが手元にお金を残す一番の方法であると言えるのではないのでしょうか。

16. 法人設立後の手続き

法人を設立した後、まず最初にやらなければならない手続きがあります。それは、所轄税務署や市町村等に、法人を設立したことを届け出なければならないのです。

また、設立の届出だけでなく、個人事業の廃業に関する届出など、様々な書類を提出する手続きを行わなければなりません。

これら手続きに関しましては、厳格に期限が定められているものと期限の定めがないものがあります。そのため、期限が定められてる書類を提出し忘れた場合には、新しく設立した法人にとって不利な影響を及ぼすものもありますので、忘れずに手続きを行って下さい。

下記に必要な提出書類と提出期限を一覧にまとめておきますので、参考にして下さい。

1) 個人事業の廃業に関する手続き

① 税務署

- イ. 個人事業廃業日までの所得税確定申告書（翌年2月16日から3月15日まで）
- ロ. 個人事業の廃業届出書（廃業後1ヶ月以内）
- ハ. 所得税の青色申告の取りやめ届出書（翌年3月15日まで）
- ニ. 事業廃止届出書（事業廃止後速やかに）
- ホ. 給与支払事務所等の廃止届出書（廃業後1ヶ月以内）

② 都道府県

- イ. 個人の事業開始等の届出書

2) 法人の設立に関する手続き

① 税務署

- イ. 法人設立届出書（設立日以後2ヶ月以内）
- ロ. 青色申告の承認申請書（設立日以後3ヶ月以内）
- ハ. 給与支払事務所等の開設届出書（設立後1ヶ月以内）
- ニ. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

② 都道府県

- イ. 法人等の設立等の届出書

③ 市町村

- イ. 法人に関する届出書

※税務署・都道府県・市町村ともに法人の設立届出書には、履歴事項全部証明書と定款を添付して提出します。

17. 会計処理の方法

1) 個人事業者が作成する帳簿

① 白色申告の場合

白色申告の場合、帳簿については簡便的な記帳でよく、結論から言ってしまうと、所得金額が正確に計算できるように、整然とかつ明瞭にしてあればよいとされています。（厳密に言うと、所得税法上規定があるのですか、本冊子では割愛させていただきます。）

確定申告書についても、収支報告書の作成で足り、それ程手間も掛からないのではないのでしょうか。

但し、帳簿の作成等が簡便な分、青色申告のような所得税法上の優遇規定はいつさいありません。そのため、ある程度の事業規模になった場合には（できれば最初から）ぜひ青色申告を選択することをお勧めします。

② 青色申告の場合

青色申告を選択している場合には、所得金額から65万円又は10万円を控除するという、青色申告特別控除を受けることができます

65万円と10万円のどちらの控除を受けることができるかは、作成する帳簿により異なりますので、それぞれを順番に説明致します。

イ. 65万円の青色申告特別控除を受ける場合

65万円の青色申告控除を受けるためには、所得税法上次の3つの要件が定められています。

- ・ 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- ・ これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること。
- ・ 上記の記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付し、その適用を受ける金額を記載して、確定申告期限内に提出すること。

最初の条件は、事業を行っているかどうかですから、この小冊子を手に入れている方からすれば、おそらくクリアしていると思いますので問題はないでしょう。

次に、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること、とありますが、これは簡単に言ってしまうと、会計ソフト等を利用して記帳しているかどうかです。もちろん、手書きであっても簿記の知識があり、複式簿記により記帳し、正規の帳簿を備えているのなら問題はありません。

しかし、すべての要件を備えた正規の帳簿を手書きで作成するとなると、かなりの手間がかかると思いますので、なかなかそこまでの処理を手書きで行っている方はいないのではないのでしょうか。

この要件をクリアするためには、やはり会計ソフト等により帳簿を作成することが必要となります。手書きの場合では、たとえば売上や仕入経費等を日々記帳していたとしても、それだけでは要件を満たしたことはありません。

最後は、税務署に提出する所得税の確定申告書に貸借対照表を添付することが要

件となっております。

これにつきましても、12月31日現在の資産・負債の価額をただ貸借対照表に記載すればいいわけではありません。正規の簿記の原則に基づいて作成した貸借対照表を添付することとされていますので、この要件を考えてみても、やはり会計ソフト等により作成した帳簿でないと65万円の青色申告特別控除を受けることはできないといえるのではないのでしょうか。

ロ. 10万円の青色申告特別控除を受ける場合

10万円控除については、65万円控除の要件に該当しない青色申告者が受けることができます。

65万円控除を受ける場合に比べ要件はかなり緩和されていますので、青色申告をしている方であればほとんどの方がこの控除を受けることができると思います。複式簿記の要件がないため、会計ソフト等により帳簿を作成しなくてもかまわないのです。

貸借対照表の添付をしなくてよいため、確定申告書を作成するにあたって65万円控除を受ける場合に比べれば手間が掛からないと思います。

しかし、65万円控除を受ける場合と比較すると控除額が55万円減少するため、税額が数万円違ってきます。

現在の会計ソフトは扱いやすいものが多く、日々入力をしておけばソフトが集計をして、帳簿を自動的に作成してくれます。そのため、手集計により確定申告書を作成していた時に比べると、確定申告期に手間が掛からなくなることが実感できるでしょう。

また、今ではソフトの価格も安価であるため、節税面を含めて考えてみても費用対効果が高いのではないのでしょうか。

個人事業者で青色申告を選択しているのなら、会計ソフトを使用して帳簿を作成し、65万円控除を受けることをお勧めします。会計ソフトにさえ慣れてしまえば、すべての面においてメリットを享受することができると思います。

2) 法人が作成する帳簿

法人は個人事業に比べ、帳簿に関して厳正さが要求されます。なぜなら、取引によっては、法人税法上の特別な取り扱いに該当するものが出てくるからです。

また、それ以外にも、法人税の確定申告書の作成は煩雑であるため、日々の帳簿を正確に作成しなければなりません。

対外的な部分を考えてみますと、法人は取引先や取引金融機関等に確定申告書を提出する必要があることもあります。また、金融機関から借入をする場合には月次の試算表の提出を求められることもあるため、月次試算表を作ることは必須です。

月次試算表につきましては、金融機関に提出するためや確定申告書を作成するためではなく、現在の経営状態を把握し経営改善に役立てるために使用することが一番の目的です。それらの意味も含めて、適正な月次試算表を作成しなければなりません。

せん。

では、自社で作成する場合と会計事務所に依頼する場合を考えてみましょう。

① 月次試算表を自社で作成する場合

自社で試算表を作成する場合に一番気を付けなければならないことは、毎月遅れることなく試算表を作成するという事です。

経理部門が確立していない場合には、どうしても経理処理は後回しになりがちです。現金取引は領収書があり、預金取引は通帳があるからといって、後からまとめて帳簿を作成すると、必ず不明な項目が出てきて金額等を合わせることができなくなってしまいます。

月次で作成する試算表は、会社の経営状態を把握して、経営改善を行うために作成するものです。その意味でも必ず期限を決めて月次試算表を作成して下さい。

月次試算表等を作成するにあたっての会計ソフトについてですが、市販されているどのソフトを使用したとしても法人税法等に規定されている帳簿等が作成できると思います。体験版等を使用して見て、一番扱いやすいものをご利用下さい。

② 月次試算表を会計事務所に依頼する場合

会計事務所に月次試算表の作成を依頼した場合のメリットを考えてみます。

- ・ 帳簿を作成する負担が減る
- ・ 正確な帳簿が作成できる（自社で作成する場合に比べ間違いが減る）
- ・ 分からない項目をすぐに聞くことができる
- ・ 月に一回監査に来るため、処理の滞納がなくなる
- ・ スムーズに決算処理に移行できる

会計事務所に依頼した場合には、正確な月次試算表が毎月作成され、様々な指標や税務に関する情報を受けることができます。

また、帳簿の作成方法についてアドバイスをくれる点でも楽かも知れません。個人事業から法人に組織変更した後、法人ではどのような帳簿を作成すればいいのか分からなくても、会計事務所で具体的な作成方法を指導してくれるはずです。それも規模や事業内容によって、その法人に見合った記帳方法を教えてくれるので心配する必要がないのです。

会計事務所に依頼すると、試算表を作成してもらっただけではなく、経理面での不安が払拭されるので事業に集中できるのではないのでしょうか。

次にデメリットを考えてみます。

- ・ 経費が掛かる
- ・ 契約形態によっては、帳簿が人任せになってしまう
- ・ 契約形態によっては、翌月にならないとその月の結果が分からない

デメリットは、やはり費用面です。契約形態にもよりますが、ある程度の費用負担は避けられません。

特に法人を立ち上げたばかりの時には、様々な費用負担が増加すると思いますので、毎月の会計事務所の顧問契約料は重くのしかかってくるかと思います。

会計事務所との顧問契約については、費用対効果を十分に考慮した上で判断する必要があるのかも知れません。見積もりを依頼して、帳簿作成にあたってのお互いの作業負担を確認してから判断してみてもいいでしょうか。

また、帳簿の作成をすべて会計事務所に依頼してしまうと、自社でリアルタイムな経営状況が分からなくなり、経営分析に支障をきたす恐れがあります。それを避けるためにも、会計事務所にすべてを任せるのではなく、できれば自社でリアルタイムな試算表を見ることができる記帳方法で契約をしましょう。

リアルタイムで試算表を見ることができる契約を行った場合、もしかしたら顧問契約料や経理処理の手間が増えるかも知れませんが、事業を行う上で経営分析は必ず必要なものです。経営分析は数値を使用することにより、具体的なマイナス要因等を把握することができますので、ぜひご検討下さい。

18. あとがき

ここまでの説明はいかがだったでしょうか？

一回読んだだけではなかなか理解しづらい内容もあったかも知れません。しかし、気になるポイントを何度も読み返して頂ければ、きっとその内容をつかむことができると思います。

そして、この小冊子が、法人成りを行うのか、それとも個人事業のままで事業を進めていくのかの判断のお役に立てることができれば幸いです。

また、法人にした方がよいのか、個人事業のままの方がよいのかにつきましては、完全な正解というものはないと考えております。そのため、様々な角度から将来的な見通し等も勘案し、個々の状況の中で判断されるのが最良の方法と思われまます。

尚、最初に説明させて頂いたとおり、この小冊子では一般的なケースでの事例をもとに様々な判断を例示しております。

そのため、お客様の事業形態及び事業規模等によりこの小冊子の例示が当てはまらないケースがでてくるかも知れません。

そのような場合には、メールにて無料簡易相談を受付しておりますので、下記の相談受付アドレスにご連絡下さいます様宜しくお願い致します。

また、メールでの簡易相談では判断が難しい場合には、当事務所若しくはお客様の事務所におきまして、無料個別相談を承ります。

皆様からのお問い合わせをお待ちしております。

今回は当小冊子を最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

メールによる簡易相談受付はこちらへ！

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

info@saitokaikei.jp

※直接無料個別相談をご希望のお客様は、メールにてその旨ご連絡下さい。